

令和4年12月19日

京浜地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

京浜地区においては、令和2年2月1日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人神奈川県タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。

なお、同協会に加入していない事業者は相模・鎌倉地区及び小田原地区にはおりません。

1. 運賃を改定した事業者数 1社

2. 平均増収率 ▲43.1%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の営業収入（税引き後）}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3. 一般運転者の一人当たり平均賃金上昇率 ▲30.79%

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

平均給与月額、対象事業者が1者であり、法人の経営状況に関する事項のため非公表とした。

賃金改善率は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

4. 一般運転者の営業収入に占める賃金支給上昇率 122.0%

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出したもの。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{平成31年3月から令和元年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

5. その他

- (1) 労働者負担（帰路控除の負担）を軽減
- (2) 手当類の創設・拡充なし

以 上

<問い合わせ先>

神奈川運輸支局輸送担当

担当者 三橋、日下

連絡先 045-939-6800（内線1）

<配布先>

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）